

## 設計業務特記仕様書

### I 業務概要（総括）

1. 業務名称 市立大津市民病院本館棟外壁改修設計業務

#### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

##### (1) 計画施設

①施設名称 地方独立行政法人市立大津市民病院

②敷地の場所 大津市本宮二丁目9-9

③施設の用途 総合病院

平成31年国土交通省告示第98号別添二 第10号第2類とする。

#### 3. 設計と条件

##### (1) 敷地の条件

①敷地の面積 別添「設計概要書」のとおり

②用途地域および地区の指定 別添「設計概要書」のとおり

##### (2) 施設の条件

①施設の延べ面積 別添「設計概要書」のとおり

②主要構造 別添「設計概要書」のとおり

##### (3) 建設の条件

①建設工期 別添「設計概要書」のとおり

##### (4) その他の与条件

①工事内容および規模・構造 別添「設計概要書」のとおり

②設計図書の見最終提出期限 別添「設計概要書」のとおり

③設計内容 別添「設計概要書」のとおり

#### 4. 業務委託期限または期間

設計業務委託期間 契約日 ～ 令和2年4月30日まで

工事監理業務委託期間（予定） 令和2年7月1日 ～ 令和3年9月30日まで

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 設計業務の内容および範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ①基本設計

建築（意匠）基本設計に関する標準業務

##### ②実施設計

建築（意匠）実施設計に関する標準業務

#### (2) 追加業務の内容および範囲

##### ①積算業務

建築積算業務

（数量調書作成、見積徴収、見積検討資料作成、複合単価等の作成を含む）

##### ②概略工事工程表の作成

##### ③施工計画資料の整理（各施設の今回設計にかかる仮設検討図等の作成含む。）

### 2. 業務の実施

#### (1) 一般事項

①基本設計業務は、提示された設計と条件および適用基準等に基づき行う。

②実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書および適用基準等に基づき行う。

③積算業務は、担当者の承諾を受けた実施設計図書および適用基準等に基づき行う。

#### (2) 準用基準等

本業務で前項に定めのないことについては、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を準用する。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとし、最新版を使用すること。

##### ①共 通

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領

環境保全性基準

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

官庁施設の防犯に関する基準

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）

建築設計業務等電子納品要領（案）

建築 CAD 図面作成要領（案）

公共建築工事積算基準

公共建築工事共通費積算基準

公共建築工事標準単価積算基準

## ② 建 築

建築工事設計図書作成基準

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）

建築工事監理指針（上巻・下巻）（最新版）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）

建築改修工事監理指針（上巻・下巻）（最新版）

建築設計基準

建築工事標準詳細図

## ③ 建築積算

公共建築数量積算基準

公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

## (3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

受注者は、契約締結後 14 日以内に次の内容を記載した業務計画書を作成し、担当者に提出しなければならない。

- ①管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績、発注物件の業務実績および手持業務の状況
- ②各主任担当技術者の担当分野、氏名、年齢、所属、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績、発注物件の業務実績および手持業務の状況
- ③担当技術者の分担業務分野、氏名、年齢、所属、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績
- ④協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由および具体的内容（協力者がある場合）

## (4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

## (5) 提供資料等

### ① 既存設計図書等

既存建築物設計図書一式

外壁調査済資料一式

(6) 打合せおよび記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成する。

- ①業務着手時
- ②その他必要な時

(7) その他、業務の履行に係る条件等

①成果物の提出場所

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 施設係

②情報管理について

施設の特異性を考慮し、業務遂行上の様々な情報に対する管理体制を確立すること。

### 3. 成果物、提出部数等

成果物は、計画施設ごとに取りまとめて、各々指定部数を提出するものとする。

#### (1) 基本設計

| 成果物  | 原 図   | 電子納品<br>(CAD 及び PDF) | 適用   |
|--|-------|----------------------|------|
| ①建 築 (意匠)<br>建築 (意匠) 設計図<br>仕様概要表<br>仕上表<br>敷地案内図<br>配置図<br>平面図 (各階)<br>断面図<br>立面図 (各面)<br>矩計図 (主要部詳細) |       | 対象                   | CD-R |
| 工事費概算書   | 各 1 部 | 対象<br>各 1 枚          | CD-R |



# 設 計 概 要 書

## I 業務概要（業務別）

1. 業務名称 市立大津市民病院本館棟外壁改修設計・工事監理業務

### 2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 地方独立行政法人市立大津市民病院

(2) 敷地の場所 大津市本宮二丁目9-9

(3) 施設用途 総合病院

### 3. 設計と条件

提出期限

令和2年4月30日

### 4. 建設の条件

建設工期（予定）

令和2年7月1日 ～ 令和3年9月30日

|                  |  |
|------------------|--|
| 工事内容および<br>規模・構造 | 地方独立行政法人市立大津市民病院<br>設計内容<br><br>○本館棟<br>・外壁改修設計業務 一式<br><br>鉄筋コンクリート造<br>地下1階、地上9階、屋上ヘリポート（免震構造）<br>延床 31,579 m <sup>2</sup> |
|------------------|--|

設計内容の摘要等

**【設計内容の摘要】**

施設利用者の安全性に十分留意の上、改修計画および仮設計画を立案すること。

外壁の劣化範囲は、外壁タイル調査結果報告書を基に、双眼鏡を用いた目視や開口部等から打診をすることにより外壁の劣化を再度調査し決定すること。また、その結果を予め病院担当者へ報告すること。

なお、この調査の結果をもとに劣化部位を特定の上、改修工法を決定すること。

敷地に関する規制やインフラ整備状況について、関係機関及び病院担当者に確認、協議を行うこと。

設計にあたり、病院担当者と協議のうえ工事スケジュール案および仮設計画を作成すること。

当該工事に伴い必要となる工作物や建物に固定された備品等の撤去、移設等に係る設計は本委託業務に含む。

**【設計業務の摘要】**

基本設計に係る成果物の提出期限は契約成立の日から 60 日後とする。

全体工程および仮設計画については、病院運営や工事施工への影響を勘案すること。

数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。

受託者は建築士法第 24 条の 7 に基づく「重要事項説明」を行うこと。